

多賀町空き家改修費補助金 対象工事一覧

(補助額 対象工事の1/2の額 上限50万円(若者・若者世帯は上限100万円))

●多賀町空き家情報バンクに登録された空き家を購入し、住宅の機能向上等を伴う改修で50万円以上の工事。

- ・売買契約の1年以内に申請。申請年度と同一年度内に完了。
- ・住居内部のみ対象(外構工事や別棟の車庫、倉庫、併用住宅の店舗棟部分は対象外)
- ・備品購入(家電・家具等)およびそれに付随する工事は対象外

<対象工事>

1	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等
2	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
3	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
4	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)取替え等
5	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等
6	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等
7	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等
8	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等
9	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等
10	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等
11	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラスおよびベランダの設置、改修等

<対象とならない工事>

1	自ら行う改修工事(DIYにかかった費用)
2	外構、車庫(カーポートを含む)、物置、倉庫等の設置・改修等
3	エアコン、暖房器具、卓上・据え置き型調理器具(ガスコンロを含む)等家庭用電化製品等の購入・設置
4	家具、調度品等の購入・設置
5	太陽光発電システム、蓄電池、燃料電池等の家庭用新エネルギーシステムの設備の購入・設置
6	家具の撤去、処理等

お問い合わせ先 多賀町企画課 電話 0749-48-8122